

## 量子ワーキンググループの開催について

〔令和8年1月19日  
内閣府特命担当大臣決定案〕

1. 日本成長戦略会議における量子分野の検討を進めるため、量子ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。
2. WGの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

座長 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

座長代理 科学技術政策を担当する内閣府副大臣

科学技術政策を担当する内閣府大臣政務官

構成員 伊藤 公平 慶應義塾塾長

遠藤 典子 早稲田大学研究院教授

島田 太郎 一般社団法人量子技術による新産業創出協議会 代表理事

鈴木 一人 国立大学法人東京大学公共政策大学院教授

波多野 瞳子 国立大学法人東京科学大理事・副学長

益 一哉 国立研究開発法人産業技術総合研究所

量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター  
センター長

松岡 智代 株式会社 QunaSys COO

3. WGの庶務は、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、防衛省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

## 量子ワーキンググループ運営要領

令和8年1月30日  
内閣府

量子ワーキンググループの開催について（令和8年1月19日内閣府特命担当大臣決定）  
第4項の規定に基づき、日本成長戦略量子ワーキンググループ運営要領を定める。

### （会議の運営）

第1条 量子ワーキンググループの運営については、この運営要領の定めるところによる。

2 量子ワーキンググループに副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

### （議事内容等の公表）

第2条 本ワーキンググループの議事は、非公開とする。

2 座長又は副座長は、量子ワーキンググループの議事要旨を、量子ワーキンググループの終了後、遅滞なく、適当と認める方法により公表する。

3 前項に規定する議事要旨において、ワーキンググループ構成員の意見を記載する際は、原則として、発言者の氏名を伏す。

4 前2項の規定により議事要旨を公表する際は、量子ワーキンググループにおいて配布された資料のうち、公開が可能なものについて併せて公開する。

### （雑則）

第3条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。